

解説

PwC あらた監査法人 公認会計士 富田 真史

IFRSをめぐる動向 第86回 「のれん及び減損」プロジェクトの検討状況のアップデート

(36頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー (Post-implementation review) の結果を受けて審議が続けられている、「のれん及び減損」プロジェクトに関する、直近のIASBの審議状況を取り上げます。

IASB は 2015 年6月のIFRS 第3号の適用後レビューの実施結果に関するフィードバック・ステートメントの公表後、適用後レビューで取り上げられた論点のうち、特に重要とされた4つの論点 (事業の定義の明確化、のれんの事後の会計処理、減損テストの改善、無形資産の認識及び測定) について議論を継続してきました。このうち3つの論点が「のれん」に関するものであることから、これらを一つにまとめ、リサーチ・プロジェクトとしては「事業の定義の明確化」と「のれん及び減損」の2つのプロジェクトとして設定されています。本稿では、このうち特に「のれん及び減損」プロジェクトを対象に、前回 (第80回・[本誌 No.3236](#) 参照) で取り上げた2015年10月IASB会議以降の審議の概要を確認するとともに、直近の審議状況等を紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. プロジェクトの概要とこれまでの審議の状況

IASB によるIFRS 第3号の適用後レビューで特に重要性が高いとされた4つの論点は、2015年2月にリサーチ・アジェンダへ追加することが決定され、のれんに関連する3つの論点が「のれん及び減損」プロジェクトとして、2015年9月よりFASBとの合同会議も実施しながら継続的に審議が行われてきました。2015年10月および11月のIASBの審議状況等を論点ごとにまとめたものが (図表1) です。なお、この期間の審議において、特段の決定事項はありませんでした。

(図表1) プロジェクト全体の検討状況まとめ (2015年11月IASB会議終了時点)

論点	審議状況	審議概要 (10月・11月)
のれんの事	10月に審議	(審議概要)

後の会計処理	・考えられる4つのアプローチ（後述）について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定決定事項なし ・投資家が望む情報を理解するためにスタッフに追加作業を指示
減損テストの改善	10月に審議 ・改善の必要な検討領域(10月時点は4領域)について検討	
無形資産の認識及び測定	11月に審議 ・投資家が必要とするのれんと減損の情報についてスタッフからリサーチ結果の報告あり ・考えられる4つのアプローチ（後述）について検討	(審議概要) <ul style="list-style-type: none"> ・暫定決定事項なし ・IASB はリサーチ結果のフィードバックを検討する

3. 2016年2月および3月 IASB 会議での審議状況

2月および3月のIASB会議では、各々の論点について審議を継続するとともに、審議にあたって更なる情報が必要かどうかについて検討されました。2月会議の場でIASBメンバーから、のれんに関する定量的な情報を元に分析を行う事が提案されていましたが、今後のIASB会議において情報提供が行われ、その内容について検討される予定になりました。なお、2月・3月ともに、特段の決定事項はありませんでした。

以下では、論点ごとに2か月間の審議の概要を見ていくこととします。

(1) のれんの事後の会計処理

のれんの事後の会計処理の論点については、減損のみアプローチによって提供される情報を減らすことなく、現行の会計上のコストを減らすことが可能かどうか、またどのように減らすことができるのか、について議論がされています。また、具体的な方法としてIASBスタッフからは以下の4つのアプローチが提示され、このうちアプローチ4が推奨されています。

- ・アプローチ1 償却と減損モデル
- ・アプローチ2 のれんの個別の構成要素ごとの会計処理
- ・アプローチ3 のれんの直接償却
- ・アプローチ4 減損のみモデル(現行のまま減損のみを行う)

アプローチ4は、現行のIAS第36号の減損モデルを維持とするものであるのに対し、アプローチ1は、現行の日本基準と同様に、のれんを見積り残存年数に渡って償却し、減損テストを行うとするものです。

アプローチ3は、他のアプローチと異なり、企業結合時点でのれん相当額を純損益又は OCI (あるいは他の資本項目)に一時に認識する方法です。一方、アプローチ2は、のれんの構成要素ごとに資産性を細かく検討していく方法で、異なる構成要素ごとに区分し、それぞれに会計処理を考えるものです。想定されている構成要素としては、以下のようなものが挙げられています(IFRS 第3号 BC313 項)。

- ① 取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分
- ② 被取得企業が以前には認識していなかったその他の純資産の構成価値
- ③ 被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値
- ④ 取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待されるシナジー及びその他の便益の公正価値
- ⑤ 提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価(いわゆるオーバーバリュエーション)
- ⑥ 取得企業による過大支払または過少支払(いわゆるオーバーペイメント)

アプローチ2では、上記の構成要素ごとに会計処理を適用することになりますが、このアプローチを採用する場合、複雑性や主観による判断が増加すると考えられること、また、当該論点の検討の目的(コスト・ベネフィット)に合致しないことから、IASB2 月会議において、検討対象から除外することが決定されました。

また IASB2 月会議では新たに、アプローチ1の「償却と減損モデル」に関連して、検討すべき論点が次のとおり示されました。これは上述のとおり、IASB スタッフは現行のままのれん減損のみを行うアプローチを推奨している反面、FASB では非上場会社ののれん償却のオプションを認めるなど、のれんの償却モデルについても検討がなされていることから、基準のダイバージェンスを避けるためにも、更なる検討が必要とされ取り上げられています。

- (a) のれんとのれん以外の無形資産の違い
- (b) のれんの耐用年数をどのように決定するか
- (c) のれんの耐用年数に上限を用いるべきか
- (d) どのように償却方法を決定するか
- (e) 償却方法と耐用年数の年次評価を要求すべきか
- (f) すべての無形資産を償却すべきか
- (g) 検討を必要とする償却と減損モデルの他の影響
- (i) 償却可能なのれんの単位への減損の配分(すなわち、複数の取得から発生したのれんの減損の配分)

(ii) 処分または再編時の償却可能なのれんの単位へののれんの配分

IASB スタッフによる分析では、上記の論点のうち(a)に関連して、のれんは残余の価値として認識されるものであり、単一の資産ではなく、いくつかの構成要素が含まれるかもしれない点が説明されました。また、そのほかの論点についても、「何が耐用年数決定の重要な要素となるか」、「償却は定額法とすべきか」といった点が取り上げられ議論されましたが、2月の会議において特に決定事項はありませんでした。

また、3月 IASB 会議では、前述ののれんに含まれる構成要素の一つとされている「取得企業による過大支払および過少支払」の取扱いが「減損テストの改善」にあわせて取り上げられましたが(次項を参照)、その他の項目は特に審議の対象とされませんでした。

(2) 減損テストの改善

① 減損テストの改善

減損テストの改善については、以下を検討することが目的とされています。

- ・投資家への情報を減らすことなく減損テストを単純化して、減損テストの適用を改善できるかどうか(たとえば、現行の要求事項の適用に関する課題に対応する)
- ・改善に伴う便益をコストが上回ることなしに投資家のための情報を改善できるかどうか

現在、減損テストの改善に関する検討領域として示されているものは、以下の(図表2)のとおりです。

(図表2) 減損テストの改善に関する検討領域

検討領域	概要
領域1： 単一の測定値による 減損判定への変更	使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方を回収可能額とする現行の方法は理論的に最善であるが、単一の測定値とした方がコストベネフィットに優れている。 これには、以下の3つの測定値が挙げられる 方法1：処分コスト控除後の公正価値 方法2：使用価値 方法3：企業の予想する回収可能額
領域2： 年次の減損テストの 免除	減損の兆候判定において、指標のみを使用する (年次のテストではなく、トリガーとなる事象の発生時にテストを行う)
領域3： 現在の開示情報への	財務諸表利用者がのれんについて、特に以下の情報を理解することに 関心を示している

投資家の懸念に対する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取得時の評価（およびのれんの金額）を決定した主要な要素を経営者がどのように考えているか ・取得が成功したかどうかの評価 ・経営者の説明責任に対する評価
---------------	--

また、3月IASB会議では、減損損失認識の遅れ及びのれんの過大計上（減損損失の計上不足）といった事項に関する財務諸表利用者の懸念に対処するため、「減損テストの可能性のある修正」について議論がされました。

具体的には、のれんの構成要素のうち過大支払や過少支払にかかる部分については、のれんの一部として計上せず、取得時点で、過大支払の場合は損失に、過少支払の場合は利益に計上するという考え方が一例として示されました。

また、減損テストの実施方法として、次の3つのアプローチが示され議論が行われました。

- ・方法1 のれんが配分された既存の資金生成単位(CGU)（またはCGUグループ）の回収可能額について、帳簿価額を上回る額を減損テストの計算に考慮する
- ・方法2 購入価格の配分の完了後、測定期間末に、識別された過大支払を定量化して減損する
- ・方法3 のれんは取得時に発生したと想定し、取得したのれんを単独で測定する
- ・実際の業績と取得時に支払った価額を裏づける主要な業績目標(KPT)を比較する
- ・実際の業績がKPTを下回った部分が過大支払を定量化する基礎となる

このうち、方法1に関しては設例も示されました。このアプローチは4月会議においても、「pre-acquisition headroom (PAH) アプローチ（買収前回収余裕額アプローチ）」と名付けられ、引き続き検討が行われています。次の設例は3月会議・4月会議のアジェンダペーパーで示されたPAHに関する設例の一部をまとめたものです。

【設例】 PAH アプローチによる減損テストの例示

（前提条件）

企業Xは企業Yを150億円で取得（100%取得）（CGUはAとBの2つ）。

企業Yの識別可能純資産は95億円で、のれんは55億円（CGUへの按分は下記の表を参照）。

買収前の各CGUの回収可能価額（企業結合考慮前）はCGU Aが140億円、CGU Bが220億円とする。

買収後、減損テスト時の各CGUの回収可能価額はCGU Aが190億円、CGU Bが300億円とする。

	合計	CGU A	CGU B
企業Xの純資産等の帳簿価額 ①	300	100	200
企業Yの識別可能な純資産 ②	95	35	60
識別可能な純資産 ③=①+②	395	135	260
企業Yのれん ④	55	20	35
帳簿価額合計 ⑤=③+④	450	155	295
買収前回収余裕額（資産として識別されない）⑥ （買収前の企業Xの回収可能価額が帳簿価額（①）を上回った額）	60	40 (140-100)	20 (220-200)
帳簿価額+余裕額 ⑦=⑤+⑥	510	195	315
減損テスト時の回収可能価額 ⑧	490	190	300
減損の有無（⑧<⑦=減損あり）	20	減損 5	減損 15
※ IAS 第 36 号の減損テスト（⑧<⑤=減損あり）		減損なし	減損なし

買収前に企業結合が行われなかったと仮定した場合の回収可能額について、CGU Aが140億円、CGU Bが220億円であったため、PAHはそれと帳簿価額(①)との差額として、CGU Aは40億円、CGU Bは20億円と算定されます(回収可能額が帳簿価額を上回った額:⑥)。このPAHアプローチでは、識別可能資産(③)と企業結合で生じたのれん(④)を加えたものに、上記の買収前の余裕額(⑥)も加算して、減損のテスト時の帳簿価額(⑦)を算定し、これと減損テスト時の回収可能額を比較します。その結果、IAS 第 36 号の減損テストでは「減損なし」だったものが、PAHアプローチでは、CGU Aは5億円、CGU Bは15億円の減損損失を認識することになります。

PAHは、買収前に企業結合が行われなかったと仮定した場合の回収可能額を基礎とした、その回収余裕分であるため、取得企業の自己創設のれんに相当する部分とも考えることができます。このアプローチでは、減損テストのためにPAHを算定することになりますが、実際に資産として認識されるわけではないため、これを考慮することによって、減損損失が認識されやすくなり、「減損損失の認識が遅い」もしくは「計上が少ないのではないか」という懸念について解消されることが意図されています。また、企業結合当初に計算した後は、同一CGUにおいて企業結合等が無い限りは再計算されないとされています。

3月会議においては、これらの項目についても特段の結論は出されませんでした。また上述のとおり、PAHアプローチについては4月会議においても継続して議論されています。

②開示の改善

3月IASB会議では開示情報に関する検討が行われ、あらたに開示の改善に関するアプローチが、スタッフ提案として示されました。開示の改善に関する6つのアプローチとその概要は次の(図表3)のとおりです。

(図表3)開示の改善に関するアプローチとその概要

開示項目の組み合わせ	概要	
D1 : ・ 買収プレミアムの支払理由 ・ 主要な業績目標値 (KPT)	支払購入対価の裏付けとした主要な業績の仮定または KPT と、識別可能純資産の公正価値を超えるプレミアムを支払った理由の開示を求める	○
D2 : ・ 買収プレミアムの支払理由 ・ 主要な業績目標 (KPT) ・ 実績との単純比較	D1 の情報に加え、取得後数年の間 (たとえば最低でも 3 年間)、主要な業績目標と実績の年間比較の開示を求める	○
D3 : ・ 取得したのれんの内訳	報告日におけるのれんの金額について、取得ごとの内訳の開示を求める	○
D4 : ・ のれんの回収可能性	D3 の情報に加えて、重要な取得について、のれんが回収可能かどうかの開示を求める	×
D5 : ・ 投資の回収 (pay back) 期間に関する情報	投資に関して予測される回収可能期間について開示を求める	×
D6 : ・ IAS 第 36 号の現行開示	適用後レビューのフィードバックから、IAS 第 36 号の現行の開示要求がうまく適用されていないという証拠が得られている (適用を改善する方法を検討する)	

○ : スタッフの推奨するアプローチ × : 追加の検討が不要とされたアプローチ

これらのうち、IASB スタッフは D1、D2 および D3 について検討することを推奨しています。一方、D4 についてはコストが見合わないことから、D5 については D1 の情報の方が、より関連性のある情報を利用者に提供できることから、それぞれ追加の検討は行わないこととされています。今後、5月のIASB 会議までに追加の調査が行われ、審議されることが予定されています。

(3) 無形資産の認識及び測定

企業結合で取得した無形資産の識別及び測定については、以下の4つのアプローチが提案されています。

- ・現行ガイダンスのまま(アプローチ1)
- ・コストベネフィットの観点から、一部の無形資産をのれんに含める(アプローチ2)
- ・公正価値が信頼性をもって測定できる無形資産のみを別個に認識する(アプローチ3)
- ・無形資産の更なるグルーピングを認める(アプローチ4)

現時点ではIASB スタッフはアプローチ1または2を推奨しています。2月IASB 会議において引き続き審議が行われたものの、特に議論の進展はありませんでした。

この論点に関連して、3月会議においては、「企業結合で取得した顧客関係」についてアジェンダペーパーが用意されました。これは、適用後レビューにおいて、無形資産のうち、特に顧客関係や契約に基づかない無形資産をのれんと区別して認識することは困難で、時間やコストがかかること、多くの国の法的環境では、顧客グループを売却することは不可能であるため、「契約に基づく」と「契約に基づかない」の区別は極めて困難である、といったフィードバックを受けたことから検討が行われています。なお、2009年3月に旧IFRS 解釈指針委員会(IFRIC)において、企業結合によって生じる契約に基づかない顧客関係について議論された内容を元に、論点の整理が行われました。スタッフ提案では、「顧客関係」の定義を次のように明確化することを提案しています。

- ・現在の契約上の取決めにより保証されている金額を超えた、顧客との将来の取引という形で将来の経済的便益を表す
- ・企業が顧客についての情報を有し、その顧客と定期的な連絡がある場合、企業とその顧客との間に存在する

なお、顧客関係についてはFASBでも検討されていることから、後日合同会議において審議される予定になっています。

4. 今後の予定

以上、本稿ではIFRS 第3号の適用後レビューの対応として進められている「のれん及び減損」の審議状況について紹介しました。

なお、適用後レビューで取り上げられた4つの論点のうち、残りの一つは「事業の定義の明確化」です。本稿では特に取り上げていませんが、2016年3月18日現在のワークプランにも示されている通り、この論点に関連した修正IFRS第3号の公開草案が2016年第2四半期中に公表される見込みになっています。

「のれん及び減損」については、「のれんに関する定量的な情報」の提示と議論、IASBスタッフが進めている追加的なリサーチに関する最新の状況説明が5月のIASB会議で予定されており、その後、6月にFASBとの共同の教育セッション(ビデオ会議)が予定されるなど、引き続き議論が継続される見込みです。「のれんに関する定量的な情報」の検討には、近年に報告されたのれん、減損及び無形資産の金額及び趨勢に関する定量的な情報の検討が含まれますが、この情報収集にあたっては、FASBだけでなく、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、イタリア会計基準設定主体(OIC)に加え、企業会計基準委員会(ASBJ)のスタッフも協力して行うこととされています。